

# 第4期特定健康診査等実施計画

長崎県市町村職員共済組合

2024年3月

## 【目 次】

- 1 目的
- 2 長崎県市町村職員共済組合の現況
- 3 特定健康診査・特定保健指導の実施状況
- 4 達成目標
  - 4－1 特定健康診査の実績に係る目標
  - 4－2 特定保健指導の実施に係る目標
  - 4－3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 5 特定健康診査等の対象者数
- 6 特定健康診査等の実施方法
- 7 個人情報保護
- 8 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 9 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

## 1 目的

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、計画期間は2024年度から2029年度までの6年間とする。

## 2 長崎県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町役場等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

2022年3月31日現在

所属所数	市13, 町8, 一部事務組合等12〔合計: 33〕		
	男性	女性	合計
組合員(※)	11,591人	8,788人	20,379人
平均年齢	45.5歳	44.0歳	44.9歳
被扶養者	6,738人	10,218人	16,956人
平均年齢	12.9歳	27.1歳	21.5歳
合計	18,329人	19,006人	37,335人

※ 組合員には任意継続組合員を含み、長期組合員を含まない。

特定健診について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は当組合の人間ドックにより行っている。

また、被扶養者にあつては、集合契約による健診又は当組合の人間ドックにより実施している。

なお、現在39か所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。

保健指導については、以下のとおり実施している。

- (1) 人間ドックを受診した医療機関と共済組合において個別契約している場合は当該医療機関にて実施している。  
個別契約の医療機関にて、ドック受診日に保健指導の初回面接が可能な場合は実施している。
- (2) 個別契約をしていないドック実施機関及び事業主健診においては、訪問型特定保健指導の専門業者にて実施している。
- (3) 当組合発行の利用券を使用し、集合契約機関にて、保健指導の初回面接を実施している。

### 3 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（2018年度～2022年度）

#### 特定健診等実施及びその結果の集計

項 目		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
特定健診	特定健康診査対象者数 ①	(人)	11,582	11,359	11,233	11,403	11,254	
	特定健康診査受診者数 ②	(人)	9,069	8,691	8,693	8,933	9,169	
	健診受診率 ②/①	(%)	78.3	76.5	77.4	78.3	81.5	
	評価対象者数 ③	(人)	9,095	8,692	8,693	8,933	9,169	
内臓脂肪症候群	内臓脂肪症候群該当者数④	(人)	1,305	1,233	1,314	1,283	1,302	
	内臓脂肪症候群該当者割合④/③	(%)	14.3	14.2	15.1	14.4	14.2	
	内臓脂肪症候群予備群者数⑤	(人)	1,131	1,142	1,164	1,160	1,236	
	内臓脂肪症候群予備群者割合⑤/③	(%)	12.4	13.1	13.4	13.0	13.5	
服薬中の者	高血圧症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	16.2	15.6	16.2	16.7	17.4	
	脂質異常症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	8.7	9.1	9.6	9.5	10.4	
	糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	3.8	3.8	3.9	3.8	3.9	
特定保健指導	積極的支援	対象者数 ⑥	(人)	1,008	980	1,027	982	931
		対象者の割合	(%)	11.1	11.3	11.8	11.0	10.2
		終了者数 ⑦	(人)	134	174	126	331	277
		終了者の割合⑦/⑥×100	(%)	13.3	17.8	12.3	33.7	29.8
	動機付け支援	対象者数 ⑧	(人)	716	708	729	733	752
		対象者の割合	(%)	7.9	8.1	8.4	8.2	8.2
		終了者数 ⑨	(人)	215	211	151	293	319
		終了者の割合⑨/⑧×100	(%)	30	29.8	20.7	40.0	42.4
	特定保健指導の対象者数⑩=⑥+⑧		(人)	1,724	1,688	1,756	1,715	1,683
	特定保健指導の終了者数⑪=⑦+⑨		(人)	349	385	277	624	596
	特定保健指導の終了者の割合⑪/⑩		(%)	20.2	22.8	15.8	36.4	35.4

## 4 達成目標

### 4-1 特定健康診査の実績に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を90%にする。

なお、この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
組合員	97.2%	97.3%	97.3%	97.4%	97.4%	97.5%	—
被扶養者	40.6%	44.8%	49.3%	53.5%	57.9%	62.4%	—
計	85.0%	86.0%	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%	90%以上

### 4-2 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度における特定保健指導の実施率を60%にする。

なお、この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
組合員	40.0%	44.0%	47.9%	52.0%	56.0%	60.1%	—
被扶養者	39.6%	44.6%	50.5%	53.5%	56.4%	57.4%	—
計	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	60%以上

### 4-3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2008年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。（国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

## 5 特定健康診査等の対象者数（基本指針第四の二）

### 5-1 特定健康診査

対象者数

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
組合員	12,862人	12,904人	12,946人	12,989人	13,033人	13,077人
被扶養者	3,519人	3,524人	3,529人	3,534人	3,539人	3,544人
計	16,381人	16,428人	16,475人	16,523人	16,572人	16,621人

### 5-2 特定保健指導

組合員+被扶養者

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
保健指導対象者数	2,521人	2,529人	2,537人	2,546人	2,554人	2,562人
実施者数	1,008人	1,114人	1,218人	1,324人	1,431人	1,538人
計	3,529人	3,643人	3,755人	3,870人	3,985人	4,100人

## 6 特定健康診査等の実施方法（基本指針第四の三）

### 6-1 実施場所

#### ① 特定健康診査について

被扶養者については、住民健診、人間ドック又は集合契約する医療機関とする。

#### ② 特定保健指導について

保健指導については、共済組合が個別契約する医療機関、集合契約する医療機関又は訪問型特定保健指導の専門業者とする。

### 6-2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

### 6-3 実施時期

実施時期は通年とする。

#### 6-4 契約形態

##### ① 特定健康診査

代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

##### ② 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

#### 6-5 受診・利用方法

特定健診等対象者には、受診券又は利用券を共済組合が把握する住所地へ送付する。

特定健診等対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。

受診等に係る費用は、当組合が全額負担する。

#### 6-6 周知や案内の方法

当共済組合の広報誌及びホームページを活用して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、受診券又は利用券を直接組合の把握する住所地へ送付する際、実施機関及び周知用リーフレットを同封し、周知を図ることとする。

#### 6-7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

なお、電子媒体での提出が困難である場合は、紙媒体で結果を受領する。

#### 6-8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

#### 6-9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

## 7 個人情報保護（基本指針第四の四）

### 7-1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

### 7-2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、長崎県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

## 8 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第四の五）

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。

## 9 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第四の六）

当計画については、毎年度実施に基づき評価する。

また、2027年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。